
QA19 避難区域における防犯、防火はどのように行っているのですか

住民の方々の安全・安心を確保するため、十分な防犯・防火対策を講じていきます。

住民の皆さまの帰還などの課題に取り組んでいくためには、その前提として、道路や消防施設などについて最低限の応急復旧を急ぎ、必要な防犯・防火対策を講じていく必要があります。

警察では、避難区域における防犯対策として、①主要道路における検問、②特別派遣部隊及び特別出向者を含む福島県警察による警戒・警ら、初動捜査の強化、③防犯カメラの設置・運用、④自治体やボランティアと連携したパトロールの強化、⑤住民や事業者に対する防犯広報等の諸対策を実施し、住民の安全・安心の確保に努めています。

消防では、避難区域における防火対策として、①定期的な巡回の実施、②火災の早期発見のための監視カメラの設置、③消火栓の復旧や防火水槽の増設など消防水利の確保、④大規模火災等が発生した場合の備えとして県内消防本部や関係機関による応援体制を確立する等の対策を講じています。

避難区域における防犯、防火の様子



検問の実施



防火水槽の増設



合同パトロール



仮設住宅等への防火・防災指導の実施

出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作

成

出典の公開日：2012 年 12 月 25 日

本資料への収録日：2013 年 1 月 16 日